以上ノ状況ニシテ相當紛糾スルモノト認メラルヽニ付至急引續注意中

右及申（通）報候也

（別紙）

歎願書

第一條 斉藤定吉ニ對スル辞職勧告ハ認メズ

第二条 一般職工ニ對シ即時日給ヲ昇給スル事 但シ一円以下ハ三割、[illegible]以下ハ二割五分、一円以[illegible]

第三条 以下ハ一例 職工ニ對シ退職手當ヲ制定セラルヽ事 但シ満一ケ年勤続者ハ日給十五日分、二ケ年勤続者日給三十一日分、三ケ年 〃 [illegible]日分、四年 〃 六十三日分、五ケ年 〃 七十九日分、五ケ年以上ハ壱ケ月ヲ増ス毎ニ各自日給一日半分、拾ケ年以上ハ一ケ月ヲ増ス毎ニ各自日給二日ヲ支給スル事

第四条 昭和二年以前ノ共済會ノ掛金ハ退職ノ際全部拂戻ス事

第五条 職工ニ對シ其ノ日ノ歩合高ヲ明細ニ知ラシムルコト

第六条 男子ノ寄宿ノ待遇ヲ改善スル事

第七条 食堂及ビ脱衣場ノ設備ヲ完備シ食券ハ五枚以上支給セラルヽ事

第八条 内鮮人差別待遇撤廃

第九条 遅刻三十分迄ハ八分引セザル事 並ニ正午以前ニ早引ノ時ハ[illegible]

第十条 定期昇給制度ヲ実行スル事

第十一條 會社創立紀念日ハ日給全額ヲ支給スル事

第十二条 徹夜（日給ノ）人五分支給スル事

第十三条 健康保険法ニ基キ職工掛金ハ會社側ニテ負担スル事

日本人ハ[illegible]一円

右歎願ス

昭和二年四月一日

第 昭2.4.18 834

労秘第一〇〇九號

昭和二年四月十二日

警視総監 太田政弘

内務大臣 浜口雄幸殿

社會局長官 長岡隆一郎殿

大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡

福島、埼玉、秋田

各府縣知事殿

日本原毛株式會社労働争議ニ関スル件（第二報）

首題争議既報後ノ状況左記ノ通リ